

第10回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

1 日時 令和4年10月18日(火) 14:00～15:10

2 場所 三豊市危機管理センター 2階 201会議室

3 出席者

(出席委員 11名)

- ・(1) 学識経験を有するもの A
- ・(3) 公共的団体の代表
- ・(4) 市立こども園長の代表
- ・(5) 市立幼稚園長の代表
- ・(6) 市立小学校校長の代表
- ・(7) 市立中校長の代表
- ・(9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- ・(10) 市立小学校PTA役員の代表
- ・(12) 地区公民館長の代表
- ・(13) 公募による者A
- ・(13) 公募による者B

(事務局 3名)

- ・十鳥 武志 教育総務課課長
- ・森 正憲 教育総務課課長補佐
- ・成行 秀紀 教育総務課課長補佐

4 欠席委員(4名)

- ・(1) 学識経験を有するもの B
- ・(2) 自治連合会の代表
- ・(8) 市立保育所の保護者の代表
- ・(11) 市立中学校PTA役員の代表

5 議事等

- 答申書（案）について
- 次回の検討委員会日程について

6 配付資料

冊 子：第10回会議資料

7 会議録署名委員

- ・(3) 公共的団体の代表
- ・(6) 市立小学校校長の代表

事務局

開会の前ではございますが、本日お配りさせていただいております資料の確認をお願いいたします。

開催次第のほか

委員の皆様へ事前配布させていただいた、第10回の資料となっております。

不足資料等がありましたら、お申出いただけたらと思います。

それでは定刻が参りましたので、

(ご案内の時間を過ぎましたが、ご案内前ではございますが、)

ただ今から、「第10回三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を開催いたします。

開会に当たりまして、委員長よりごあいさついただきたいと思います。

委員長

皆さんこんにちは。本日第10回の区切りの会でございます。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。最後まで会の方よろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日は委員15名中11名のご出席をいただいております。「三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例」第5条第2項の規定により、出席委員が過半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、前回第9回の会の中で議題(3)以降については非公開とすると決定したことから、今回についても非公開として傍聴者の募集はしておりませんのでお知らせしておきます。

議題に入る前に、今回は今年度初めての会で事務局及び委員の紹介をさせていただきました。

前回所要により欠席で、今回初めて参加される委員さんがおられますので紹介のみさせていただきます。

公募による委員であり、前年度から継続委員となります。

委員

皆さんこんにちは。公募委員として参加させていただいております。短い間になると思いますがよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例第5条に従いまして、委員長に会議の議長をお願いいたします。

委員長、よろしくをお願いいたします。

委員長

本日の会議の内容ですが次第にもあるように答申書(案)についてとなります。

事務局

第1回から第9回まで協議検討した資料を基に作成した答申（案）となりますので皆さん審議のほどよろしくお願いたします。それでは議題に入る前に、議事録署名人を2名の委員にお願いいたしますので、指名させていただきます。今回は（3）委員さんと（6）委員さんをお願いいたしますのでよろしくお願いたします。どうぞよろしくお願いたします。それでは、答申書（案）について事務局に説明を求めます。

議題1 答申（案）について説明させていただきます。

第1回から第9回までの資料を基に答申書（案）を作成した資料となります。委員の皆様へは昨日ではありますが配布させていただきました。まず資料の1Pをお開きください。

1P2Pで答申の骨組み部分としまして、1枚にまとめ答申書（案）とし、3Pからは答申附属資料として、推計資料など補足の資料となっております。

5Pからのページ数の横にある（ ）の数字については、答申附属資料の目次のページ数となります。

答申書（案）と答申附属資料（案）両方の資料を併せて答申するとして資料を作成させていただいております。

1P2Pの答申書（案）ですが、三豊市立学校適正規模適正配置に関する答申書として、令和3年7月29日付け、三教教第254号で三豊市教育委員会から本検討委員会に諮問のあった事項について、慎重な審議を経て意見を取りまとめたので下記のとおり答申いたしますとしております。下記に諮問事項は1）2）のとおりでその下の諮問に対する答申の1、基本方針について記載しております。読み上げます。

学校再編については、急激に進む少子化さらには人口減少という社会情勢を鑑みつつ、児童生徒の教育的観点を第一義に進める事とする。

小学校については、原則として既定の基本方針に基づき取り組むこととするが、一部進展の見られない校区については、早急に進めるべきである。

また、中学校については、これまで合併前の旧町に1中学校を基本とされてきたが、小学校よりもさらに大きな集団の中で多様な人間関係を経験することが社会性や自立心を培う上で重要であることから、本答申に示す適正規模を基準としたうえで、地域の特性等を

鑑みつつ適正に配置されたい。

なお、就学前教育・保育環境については、令和2年3月に出された三豊市就学前教育・保育総合計画を尊重し進めることとする。

としております。

資料の5Pをお開きください。

答申附属資料として1は三豊市市立学校適正規模適正配置検討委員会設置の経緯、2は三豊市の人口の推移、次の6Pをお願いします。

3として三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移、7Pの4は三豊市立学校の現状で(1)は幼児数園児数児童数生徒数の比較、次の8Pには表5学級数による学校規模の分類図、表6は令和3年度三豊市立小中学校規模分布図、9Pの表7は小学校別総児童数予測となり、第1回の資料から抜粋した資料となります。表8につきましては中学校別総生徒数予測を記載しておりますが、第1回の資料では三豊中学校については三豊市山本町の生徒のみの推計でありましたが、今回は第9回で作成しておりますが、観音寺市の生徒数を含めた数字となっております。

次の10Pをお願いします。

(3)の学校施設の状況①の今後の維持更新コスト②改修などの整備水準については第1回資料と第5回の資料から抜粋したものととなります。

5の三豊市立学校の課題、6の学校適正規模適正配置の基本的考え方は第6回資料の答申書(案)を作成しておりますが、文言を一部変更して記載してございます。

答申書にお戻りください。

2の適正規模は

1)の望ましい学校規模として

小学校12～18学級 1学年あたり2～3学級

中学校9～18学級1学年あたり3～6学級としています。

2)の規模の下限ですが、小学校は1学年1学級各学年20人程度として全校120人以上中学校は1学年2学級各学年60人程度の全校180人以上としています

3の適正配置ですが、小学校は合併前の旧町に最低1小学校とする。中学校は通学距離や地域の特性等を考慮したうえで配置するとしています。

通学距離については、小学校はおおむね2.5km以上となる児童、中

学校はおおむね 6.0 km以上となる生徒についてはスクールバスなど通学支援策を講じる事。また、通学時間の目安は小中学校ともおおむね 1 時間以内とするとしています。

1 2 Pをお願いいたします。

答申附属資料となりますが

(1) は適正規模で

1) 望ましい学校規模 2) 最低限確保したい学校規模下限の目安、

(2) は適正配置として

1) 適正配置の考え方

2) 通学距離等を記載したものととなります。

1 3 Pの 3) は小中一貫教育校の検討ですが、これは第 4 回資料で検討した内容を簡単に記載しています。

答申書(案)の 2 Pにお戻りください。

4. の留意すべき事項ですが、学校再編を推進するにあたっては、次の事項に留意することとして、1) 学校は地域コミュニティの核でもあり、歴史的、文化的視点からも地域との結びつきが強い事を考慮し、地域の方々と課題を共有し、理解と協力が得られるよう努めること。

2) 統合に向けては小小連携、中中連携の取り組みを検討し、実施すること。

3) 本答申を踏まえ教育委員会が三豊市立学校再編整備基本方針を策定し、市内小中学校の再編整備を進めること。また、方針の策定にあたっては、学校組合立中学校についても、生徒数の推移や校舎が老朽化している現状を踏まえ、関係機関等と協議し、今後の方針を検討すべきである。としています。

答申附属資料の 1 3 Pをお願いします。

7 三豊市立学校再編の具体的方策についてとして、(1) 三豊市立学校再編整備の進め方としては 1) 2) 3) と記載しています。

その下 (2) の再編の取組み等ですが、1) 小学校中学校共通として、①②と記載してございます。

次の 1 4 Pをお願いいたします。

2) 小学校の再編の取組みとして①②③と記載してございます。

次に 3) の中学校につきましては、①②と記載してございます。

(3) の統合期間の目安ですが、こちらは、第 9 回の方で資料を作成させていただいております。以前作った資料より 2 年間統合期間を延ばしたものととなります。次に 1 5 Pの 8. 三豊市立学校再編基

事務局
(十鳥課長)
委員長

本方針の見直しについてとなり、本答申を踏まえ三豊市教育委員会が新たに策定する「三豊市立学校再編基本方針」については、児童生徒数の状況や社会情勢の変化等を考慮し、原則として10年ごとに見直しを行うこととするが、児童生徒数の激変や法改正等、特別な事情が生じた場合は随時見直しを図ることとするとしております。また、見直しにあたっては第三者の意見を取り入れることとする。としています。次の16Pをお願いします。

16Pにつきましては、第1回から第10回までの審議経過

次の17Pは、令和3年度の三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿。最終18Pは令和4年度の三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿となっています。

初めに説明したように答申書(案)と答申附属資料(案)を三豊市教育委員会からの諮問に対する答申としたいと考えています。

以上で議題(1)答申書(案)についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長。お時間をいただいてもよろしいでしょうか。

どうぞ

事務局
(十鳥課長)

担当から答申書(案)について説明がありましたが、内容について事務局より一部変更したいと考えています。

お時間をいただき提案させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

委員長・委員

どうぞ

中学校の望ましい学校規模として、9学級～18学級としていますが、これを

変更したいと考えています。

変更内容については担当から説明いたします。

事務局

お時間頂きありがとうございます。

提案する変更内容について説明させていただきます。

今課長からもあったように望ましい学校規模として資料2Pと答申附属資料12Pの方に記載しているように中学校は9学級～18学級としている。これを12学級～18学級に変更したいと考えております。まず附属資料の12Pをお開きください。

9学級としているのは、望ましい学校規模枠の表から5行上とな

るが、中学校においては、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級）が必要となる。また、免許外指導をなくしたり、すべての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられるとある。

法令から見た適正規模としては、第1回資料の25Pの上段に記載していますが、法令等から見た適正規模は学校教育法第41条では小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでないとしてあり、中学校の規定は第79条で中学校に準用するとしている。

第4回資料の4Pでは将来推計を基に2に適正規模の学級数を児童生徒数に置き換えた場合の人数を記載している。

35人学級とした場合の中学校の9学級は最小数で213人規模。その右横の表では30人学級とした場合の9学級は最低数で183人となる。

次に第4回資料の8Pでは、将来推計の令和15年の生徒数では2校の場合でも適正規模内であるとしている。次に第5回資料となるが、市内小中学校に勤務する教員を対象としたアンケートでは、第5回資料の3Pの間7に1学年あたりの学級はどの程度が望ましいと考えるかでは中学校は4学級が望ましいとの回答となっている。

また、第5回21Pには第4回と同じ資料となるが、中学校別学校規模分布図で、令和15年度の生徒数では2校でも適正配置となっていることが分かる。ただしこの表は三豊中学校の観音寺市の生徒数は入っていない。次に第6回資料の1Pでは下限数を切った学校や経過年数により再編整備を進めるとして作成している表の資料となる。三豊中学校は協議によるとしているが、30年後では2校となるような表となっている。

第9回では下限数のみで再編整備がいつになるのかを記載した表を作成したが、30年後でも三豊中学校を含めて4校となっている。今後、子どもたちの教育環境を第一議に再編整備を進めて行くうえで望ましい学校規模を9学級とすれば、9学級が適正となり、再編に向けての協議ができなくなる恐れがある。先では推計データよりもさらに児童生徒数が減少する場合も考えられその逆もあるかも分からない。学級数についても1学級35人から30人学級やそれよりも低い数字となる場合も考えられる。下限数の180人を

設定はしているが、望ましい学校規模の9学級を望ましいではなく、学校規模と表現して12学級～18学級としたいと考えている。9学級の中学校が180人以下の下限数を切っていないために再編整備の協議が出来なくなる恐れを考慮し、下限数の180人以下ではないが12学級以下となった中学校についても、生徒の教育環境などの現状をふまえ、適正規模以下となり下限数以下ではない中学校も再編整備に向け協議をしていきたいとして変更提案するものです。また、答申附属資料の統合の目安も期間を延長したことから、下限数の180人を切る前に適正規模の12学級以下となった場合でも統合などの協議が出来るのではないかと考え9学級を12学級にするとして変更提案するものです。

委員長

事務局から説明があり、内容を一部修正したいとの提案でした。委員の皆様いかがでしょうか。答申(案)の説明冒頭ではこのように作成された資料の説明があり、その後、一部数字について修正したいと提案が急遽ありました。2Pの1)の望ましい学校規模を望ましいを取ると。そして中学校を9学級から12学級に、そして12Pの1)望ましい学校規模(理想とする姿)の望ましいを取り、(理想とする姿)も消して中学校の9学級を12学級にすると。資料はなく、口頭での説明で分かりづらい部分もあったかも分かりませんが、今後の再編をするうえで、9の数字が固定的になると、再編協議に向けての検討がしづらいとの話でした。12にしておいて、11とか10とかその辺りについても再編協議をしていきたいとの話でした。9から18が望ましいとなると統合に向けた協議や協力してもらえない学校もあるのではないかといったところでしょうか。皆さんいかがでしょうか。ご意見いただければと思います。

A委員

9といった数字は何を根拠に作られたものでしょうか。

事務局

第1回の資料にもあるが、国の資料を基に文科省が出している手引きに掲載している。第1回資料41Pに学校規模の適正化に関する基本的な考え方。44Pに望ましい学級数の考え方を掲載している。望ましい学級数の考え方では中学校は1学年2学級以上が必要であり、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、9学級以上が望ましいものと考えている。また、第1回で添付している香川県が平成20年

とはなるが、小中学校の望ましい学校規模について（指針）にも3学年以上9学級以上の学校規模が望ましいと記載している。

今回の附属資料の12Pにも記載しているが、第1回から資料を掲載し、9学級以上が望ましいとして検討してきた。

A委員

あるならば、少子化が加速していく状況の中でさらに厳しい条件では9を12にするのは賛成しかねる。一層厳しい条件。より統合を進めやすい状況。安易に進めるのはどうかなと私は思う。

B委員

口頭なので理解しにくい部分がある。このままでは統合する話しがなかなかできなくなる。そこら辺の解釈が皆さん分かったのかどうか。そこら辺をもう少し分かり易く説明していただければ。

事務局

国が示す中学校の望ましいとしているのは9学級以上としているが、法令では12学級から18学級が標準規模との明記がある。答申の附属資料の8Pの表。学級数による学校規模の分類図があり、国が示す適正規模の学級数を記載している。その下の表6には令和3年度となるが、中学校は適正規模数には入っていない状況となる。検討委員会でいろいろと検討協議いただき下限数を設けさせていただいている。下限数は答申書(案)2Pに記載しており、規模の下限として小学校は1学年1学級各学年20人程度、全校120人以上、中学校は1学年2学級各学年60人程度全校180人以上としている。小学校については、120人を切った学校から統合に向けて再編整備を進めて行くとしている。中学校については、全校180人を切った学校からまずは近隣の学校と再編整備、統合に向けて協議していくとしている。この望ましい9学級とするならば、9学級のまま推移する学校については望ましい学級数のため再編整備に向けての協議が出来なくなる恐れがある。下限を設けているので180人を切った学校から統合に向けて進めましょうとして、これは決定事項かなと思っている。現在は1学年35人学級で編成しているため、先で30人学級や、または30人以下となった場合に9学級でも180人を切る学校が出てくる可能性がある。そうなった時に9学級を決めてしまえば再編に向けての協議が難しくなるのかなど。先の事は分かりかねる部分もあるが、今回小中連携中中連携といった今までにない取り組みをやりなさいと記載もしている。まず180人を切ってからでは再編に向けて統合協議

事務局

C委員
事務局
C委員

の期間が長くなってしまふ。事務局としては望ましいのは9学級から18学級かも分からないが、国が示す適正規模である12学級から18学級の表記に変更提案させていただくものです。

委員の皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

望ましい学級数は40人学級で考えているのですか

国は法令では40人学級となっている

35人学級は香川県が独自に予算を組んで国から補助をもらっているから35人学級。香川県がいつまで35人学級を頑張れるのか。さらにまだ30人学級にしたいなど・・・

これは香川体制であつて国の基準は40人学級となる。そうすると下限が60人だったら国の基準でいくと2学級となる。そうすると全学年で6学級しかない。35人にしても下限が60人だったら2学級となる。そうなる国がやっているのと香川県は校長会などで要望して35人学級で加配教員を配置してなんとかやりくりしている。学級数が少なくなると定数という配置の基準の教師数が少なくなるから学級数が少なくなるというのは学校経営上非常に教員確保が難しくなる。これは小学校も同じなんですけど。国の基準とか35人学級は香川県独自。全国的にはそれを望んでいるが国がそれを変えていないだけで県は独自でやりくりして今のところなっている。35人学級がゆくゆく国がはっきりと変えてくれればやりやすくなる。現状は国の基準と香川県独自の基準がある。小学校も3, 4, 5, 6年生は香川県は35人学級、中学校も今年から全学年35人学級となった。そういう事があるので学級数が少なくなるというのは、実は学校現場というのは、厳しいのはあります。これは特別支援学級を除けた望ましい学級数があるとしたら余計・・・。本校でも実は今9学級プラス特別支援学級で、35人学級で9学級となっているのですが、国の40人学級となると2, 2, 2学級の6学級プラス特別支援学級となる。だから本当に少なくなると学校としては厳しいのが現実。あんまり少ないのはどうかなど。

委員長
C委員

結論としては?

これから先々を考えると12学級でいいのではないかなと思う。今後国がどうなるか分からないですけど、12の方が学校としてはいいかなと。

委員長

中学校1学年が3学級よりかは4学級の方が現場的にはいいと。

C委員
委員長

通常の40人学級を考えるなら3クラスであった方がいい。
40人×3ですよね。

C委員
委員長

そうです。
それが35人であれば4クラス。35人になってしまいます。3
クラスなら105人。

C委員

そうなんですよ、105人。105人・・・100人を切ると学
級が・・・教員を確保する上においては、法律を忘れましたけど、
学級数で数（教員）を決められるんです。ところが中学校は9教科
揃えなければいけない。そうなってくると結局、今は加配とかいろ
んなことで県が足してくれているのですが、そういったややこし
い現状も学校にはある。子どもたちからすると最低3学級がある方
が、35人学級であっても3学級ある方が学校規模としては適正だ
ろうなと自分では思う。

委員長

教員確保の観点からすると12学級の方が中学校としては望ま
しいと。

C委員
委員長

法律は今覚えていないんですけど・・・

それぞれ立場や観点が違うと思いますがご意見いただければ。
2重基準になって望ましいあるいは標準の学級規模というのが、
国の法律に基づいて県独自。あるいは国も若干は変えてるんですか
ね。実際に出来ているかというところでもなく地域の事情によって
現実はどうでもないで下限というのを設けて。そうするとその
間が中途半端な状況に置かれています。つまり標準以下は全て統
廃合するのではなくて緩めた、そういう意味では少子化の中で、子
どもの数が少なくなっている目でそれも許容してはいるという
ところで、それを今後どこまで共有できるか、まったく政治的な動き
になってくるんだろうと思うんですけど。ここの検討委員会として
はこう基準を示す、大体の方向性を示してそれに基づいて今後の先
ほどありましたように、教育委員会の方で三豊市立学校再編整備基
本方針を策定し、それに基づいて小中学校の再編を進めるっていう
基本方針。そこまでしか出せないわけでございます。具体的ないつ
いつどここの中学校と統合するといった細かいところまで決め
る事ではない。あくまで標準的な考え方を決めるのがこの委員会と
いう事で、これまで中学校については9から18学級で検討という
か合意してきた。昨年からのこの委員会は10年前は小学校の統合
をメインにやってきた。今回は中学校がメインでやってきていると
いう事です。適正配置のところでは中学校については、しっかりとし

| | |
|-----|--|
| | <p>た数が書けていないというのは組合立の学校の問題があって、現状ではこれを受けて進めて行くって事で。暫定的に2校にするという案が検討はされましたけれども、実際のところはなかなかそこへは行ってなくて、統合期間を延ばした案を作ったり、それからまたそういった事については9回で形になってきたかなというところですよ。</p> |
| B委員 | <p>説明聞いて少し分かったんですけど結局下限の部分と矛盾するようになるわけ。そうなってくると合併っていう話をすすめると。前回の答申から最終的には子どもの数は減ってくるのは明らかな話なんで、案は出せないがおおむね2校程度にはなってくる。そこへ進むにあたって矛盾したかっこだったらこの9クラスが固定概念になって前へ進まない。そうなると12学級で進めたほうが私はいいと思う。ただ下限があるので一応これは緩衝材となっている話となるのでそれはそれでいいんじゃないでしょうか。</p> |
| C委員 | <p>下限の60を79だったら国の基準で2学級。35人学級という香川県独自の基準でいくと71人になれば35人学級だと3。70人だと2学級ですよ。そうなってくると60人程度っていうのを今の県の基準のままで行くとしたら70人まで上げて一緒に一</p> <p>緒。今の香川県の基準で行くと35人学級っていうのは70人だったら2学級。たった一人増えて71人だったら3学級に編成する香川県のルールがあるので70人でも。60人といった基準はどこから出てきたのかよく分かりませんが。</p> |
| 事務局 | <p>小学校については20人程度、運動を団体行動しやすい数として20人。国や県の基準ではなく適正規模の会の中で1学年2学級60人程度がいいでしょうねと検討し決定させていただいた数となる。まずは180人を切った中学校から早急に近隣の中学校と再編整備を進め協議してくださいと決めさせていただいています。</p> |
| D委員 | <p>小学校の話。今年から委員となり、的外れな話をするかもしれませんが。小学校はここにありますが、2の1)の学校規模と2)の規模の下限と3の適正配置。これって優先順位はあるんでしょうか。3の適正配置で旧町に最低1小学校とする。これが絶対優先されるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>これは優先されます。</p> |
| D委員 | <p>では2の適正規模をいくら下回ろうとも現時点では、今回の答申では旧町に絶対、最低1小学校はあるわけですね。</p> |
| 事務局 | <p>そうです。</p> |

D委員

じゃあ中学校は今回の答申に関係すると思うのですが、通学距離や地域の特性等を考慮したうえで配置するとこれが一番優先される。これを受けて上の下限とか学校規模があったりするわけですね。そう考えてよろしいですね。

事務局

中学校は通学距離や地域の特性等を考慮したうえで配置するとあり、これはぼんやりとした表現になりますが、小学校は前回の答申の中でも表記されていました。前回の答申の内容等々も委員で見させていただきながら協議し、今回資料を作成しております。

前回答申を受け教育委員会で策定した基本方針、これに基づいて山本小学校、財田小学校が統合した経緯がございます。まずはこの旧町に最低1小学校、地域との繋がりコミュニティ、小学校は根強い部分があるのではないかとこの事で旧町に1小学校が望ましいとの形で決めています。

B委員

矛盾している部分はあるかな・・・

C委員

3学級最低でも・・・4学級くらいになると一番いいんだろうと思う。3か4くらいが一番中学校としては適正なのだろうとは思いますが。いろんな中学校へ行きましたが・・・

小規模は小規模なりにアットホームな感じでいいんですけど、子どもたちの環境からすると答申にもあったと思うのですが、ある程度の生徒数の中で小中を過ごしていく方が大人への成長にとってはいいのではないかと思います。いろんな先生方、多様な先生方もいらっしやって、いろんな活動をしながら育っていくうえでは中学校はある程度の規模を確保するほうがいいと思います。

B委員

2の適正規模ですが、1)望ましい学校規模と2)規模の下限で最初見たときに矛盾があるというか、2)の方が絶対的に人数が少ない。1)の方があくまで理想的な数字を示されていて、最低限2)が必要なんですと言ってるのかなと思ったんですけど、1)の方が理想じゃなくて、学校規模ってされると何か違和感があるというか、その下の規模の下限がいらなくなるのではないかなと

事務局

規模の下限を設定させていただいているのは、まずこの規模の下限を下回った学校から統合に向けて早急にやるべきであるという事で記載しています。学校の規模として適正なのはどの学級数なのか。こちらの方は国が先ほどからも申し上げておりますが小学校は12学級から18学級、中学校は望ましいとするのは9学級から18学級ですよとしています。

統合に向けて、学校の規模としてどの下限を下回った時に統合に

B委員

向けて再編整備を進めるべきか。この線引きを2)で示させていただいている状況です。

それならば上の1)は9からのままでも変わらない気がしますが。ここを9を12にすると、9や10の時でも進めれるという話しなんですか。

事務局

基本は中学校は180人の線引きはございますが、先では学級数の人数がどうなるのか分からない状況です。何年後かの推計データで180人を切る恐れがあるが、9学級の学校も出てくる可能性もある。そういった時に望ましい学校規模を9学級となれば180人を切るまで待たなくてはならない。そのような状況になりますので、この間を少し設けさせていただきたいとの事です。

B委員

1クラス20人のクラスが9つあったら再編の対象にならないからって事ですね。ありがとうございました。

事務局

あくまで推計データ等々の数値で考えている事ですので、先ではどのようになっているか分かりません。また、10年の期間で新築の場合は統合に向けてとのことですので、10年後、教育委員会で児童生徒数の推移が極端に変わる場合等々は第三者の意見を聞きながらこういった会で決めなさいよといった文言は入れさせていただいています。検討委員会の中では骨組み部分、こうあるべきですよとお示しさせていただいている状況です。

A委員

市としての気持ちはよくわかるのですが。望ましいと理想とする姿を消すと。ということはそこを目指していくよってことを強くアピールしたいと。

事務局

アピールというか、先ではどのような人数規模になるか分からない状況の中で、動きやすい部分を多少広げたといったところでしょうか。

A委員

実質今も180人どころかかなり下回っている学校の状況を見ると、ここを対策しないといけないと思いました。

委員長

適正規模っていう言葉が望ましいって意味なんで確かに2重に望ましい、望ましい適正規模みたいな感じになってますので無くてもいいかと。それではご意見出尽くした感じでしょうか。

浮田委員

あまり重要ではないと思いますが、中学校が9から12に変更となった場合、当然1学年あたりも4から6になるっていう事ですかね。

事務局

そうです。

委員長

ありがとうございます。見直し見落としがあると思います。他に

B委員

いかがでしょうか。それ以外に気付いた事はあるのでしょうか。

文面で諮問事項の2)の児童及び生徒の教育環境は分かるのですが、就学前教育・保育に関する事ってこれは今までの流れの中で子どもの推移だけの説明しかなかった。これを答申の中で諮問事項になるというのはちょっと分からないんですが。

事務局

この諮問事項は条例で記載している。

B委員

条例で・・・確かに答申の中で今までは推計だけですよね。分かりました。それと、これはパブリックコメントを出すんやろ。

事務局

パブリックコメントについては、基本方針を定めてその基本方針をパブリックコメントします。

B委員

分かりました。中でパブリックコメントを出すのであれば一般の人が分かりにくい文面があるので。分かりました。かまいません。

委員長

他は大丈夫でしょうか。

B委員

前回の時に施設の経過年数を踏まえてその適正規模内の学校においても統合を検討することみたいなことを書いてあったんですけど、それはもう載らなくなったんですか。

事務局

これは載せてございません。

B委員

それはどういう意図というか。

事務局

経過年数で昨年まで協議していましたが・・・資料の2Pで4の3)方針の策定にあたっては、学校組合立は生徒数の推移や校舎が老朽化している現状を踏まえとありここらで記載はしておりますが、前回の経過年数を踏まえというのは今回は外させていただいている。

前回の中で表を作成した時に下限を切る学校での推計から統合がいつになるかを示させていただいておりますので、まずはこの答申を受け教育委員会の方で基本方針を作成します。基本方針の中でどこどこがどのように統合していくのかというのを策定します。

その中で施設の老朽具合等々でいつどのように中学校をするべきかというのを基本方針の中で示させていただきます。

B委員

分かりました。

委員長

もう一度提案内容についてまとめていただければ。

事務局

提案の時間をいただきありがとうございます。提案内容で皆さんよろしいでしょうかね。

全委員

了承

事務局

では資料により変更する部分を説明。

2Pから順に説明→12Pを説明し、修正箇所などについては以

委員長

上となる。

答申書(案)と事務局から一部修正したいとの事で説明がありました。それでは今のように変更するという事でよろしいでしょうか。

全員

了承

委員長

ありがとうございました。ではこれで議題1答申書(案)は終了とします。委員の皆様には本来であれば、修正した資料を皆さんに集まっていたいで確認した後で答申となるところではありますが、もう一度集まっていたくのは申し訳ないので、事務局で修正したものを委員の皆様へ書面配布し確認いただき問題なければ答申したいと思いますがいかがでしょうか。

全委員

結構です。構いません。

委員長

それでは委員の皆様には書面確認いただき、その答申書を教育委員会へ提出します。私が答申いたします。書面確認後に日程を調整し答申いたします。よって委員の皆様は次回お集まりいただく協議事項がありませんので、議題2の次回の日程については取り消しという事にさせていただきます。議題については全て終了となります。その他として事務局の方から何かありますか。

事務局

先ほど委員長からもお話があったように、今回が最後となりますが、修正した資料を委員の皆様へ配布し確認いただきますのでよろしくお願ひします。その後の答申提出日は委員長と調整させていただきます。答申後に非公開とした資料などをHPで公開させていただきます。また、今回の資料に委員目簿を添付しておりますが、そのまま公表することとなりますのでよろしくお願ひいたします。

委員長

それと、中学校について9学級から12学級に変更しました。資料の中の部分で言い回し部分とか多少の修正があるかも分かりません。大まかな部分は変わらないと思いますが。修正がある場合は委員長協議で委員長の許可をいただいたものを、委員の皆様へ配布し確認いただいたうえで答申するとしてお願ひしたいのですがよろしいでしょうか。

全委員

承諾

委員長

それでは答申日はまだ決定しておりませんが調整し答申いたします。昨年度の7月から第1回を開催し、継続審議とはなりましたが、今年度、第9回、第10回と追加して継続いたしました。委員の皆様におかれましては、平日の会にもかかわらず、ご参加いただき誠にありがとうございました。また、毎回貴重なお時間をいただき丁寧なご意見をいただきありがとうございました。これにて議長

事務局

の任を終えましたので事務局へお返ししたいと思います。

委員長議長の任、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。
委員の皆様も大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

以上をもちまして第 10 回三豊市立学校適正規模・適正配置検討
委員会を終了いたします。皆さんありがとうございました。